

## 指定管理者審査委員会（北上高齢者すこやかセンター及び老人福祉センター）議事録

会議名	(公募施設) 北上高齢者すこやかセンター及び老人福祉センター 第1回指定管理者審査委員会
日時	令和4年7月15日(金) 午後1時30分から午後5時15分まで
会場	三島市役所本館2階 第2会議室
出席委員	【外部委員】 清水 洋右、山本 雅昭、近藤 明彦、野田 弘 【市職員】 (副市長=委員長) 市川 顯、(健康推進部長) 臼井 貢 (社会福祉部長) 水口 国康、(企画戦略部長) 飯田 宏昭
施設所管課	【地域包括ケア推進課】(北上高齢者すこやかセンター) 課長 石井 直子、係長 原 理絵、主査 長谷川 万祐 【福祉総務課】(老人福祉センター) 課長 高田 紀彦、主幹 肥後 恵子、副主任 中村 純
事務局	【政策企画課】 課長 畠 孝幸、主幹 齊藤 広道、主査 伊出 彰仁
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

### 1 開会

### 2 依頼状交付 外部委員に豊岡市長から依頼状を交付

### 3 市長挨拶

- ◎ 委員の任期は、指定管理者第1順位候補者の選定が終了する本年10月中旬までの任期となる予定。
- ◎ 三島市では平成16年4月に指定管理者制度を導入後、社会福祉施設を始め、市民文化会館や体育施設など、現在、22施設で指定管理者による管理運営が行われている。
- ◎ 今回の北上高齢者すこやかセンター及び老人福祉センターは、令和3年10月に行われた、指定管理施設を所管する部課長を委員とする、指定管理者制度検討特別部会において「公募により選定」、「指定期間5年」と決定している。
- ◎ より一層の利用者サービスの向上や多様化するニーズへの効果的・効率的な対応を適正に実施できる指定管理者を指定するため、委員の皆様の経験と専門的な知識による審査をお願いする。

### 4 委員紹介

### 5 施設見学【午後1時45分から午後3時まで】

## 6 審議(進行:委員長=市川副市長)

### (1) 副委員長の指名 近藤 明彦 委員

### (2) 北上高齢者すこやかセンターの公募要項(案)、業務仕様書(案)及び採点表(案)について ア 公募要項(案)

委員 7(1)アの申請者の資格として、市内に事業所を有する介護保険サービス事業者とし、(2)ウの申請書類で水道料金・下水道使用料納付証明書(本市に事業所がある場合)と併せて記載しているが、申請者の資格として、市内に事業所がなければ申請できないんだらうということなので、この記載は不要のように思った。ただ、この証明書をあえて取るということは、事業所が、現実には、市内に存在して、事業を行っている証を求めているのかどうか確認したいと思う。これは、老人福祉センターについても同様だ。

委員 市に事業所があることを明記しているので、厳密に言えばこの記載はなくてもいいかと少し思う。税金に関しては、納付するとしているところなので、そちらは再度付け加えることにすればよいと思う。

事務局 税の滞納や上下水道等については、他の指定管理者についても基本的には盛り込んでいるため、その取扱いに倣って今回についても記載している形になる。

委員 事業所が、現実には、市内に存在して、事業を行っている証を求めているのかどうかということだが、私は必要だと思うので、このままでよろしいと思う。

委員 様式の項目の順番が北上高齢者すこやかセンターと老人福祉センターで異なるので、統一した方が分かりやすいのではないかと。また、様式6の労働安全衛生法関係で常時雇用者が50人以上の事業所について、現在ストレスチェックの実施が義務づけられているため、このことを付け加えた方がよろしいかと思う。

施設所管課 後者のストレスチェックについては、対応させていただきたい。

委員長 常時雇用者が50人以上の事業所のところで3番目の項目を設け、委員がおっしゃった文言を加えるということではどうか。

施設所管課 はい。

委員長 また、様式の項目の順番については、どうか。事務局で考えがあるか。

事務局 今回は、2つの施設を審査いただいているが、本来はバラバラに委員会を開催し、御審査いただくものだ。この公募要項についても、施設所管課が、個別に作成するため、結果として若干相違が出てしまうが、このままで進めさせていただければと思う。

委員 5(2)指定管理料の上限額で、上限額が5年間の総額で4,697万円となり、月額にすると、5年間12カ月で78万2,833円ということになるかと思うが、積算根拠があるか御教示を。

施設所管課 今年度の当初予算要求の際の資料として現在の指定管理者から見積書を

徴取したものを根拠としている。

委員 現在の物価上昇と賃上げをするという国の方針を考えると、ちょっと余裕がないのではないかと思う。

施設所管課 人件費、管理費、事業費等については年度ごと、少しずつ上乘せをしているという形で、年度ごとの見積もりで指定管理者から提出されたものだ。

委員長 人件費分については、年度ごとに上昇することを踏まえて、見積もりができていていると思っていかが。

施設所管課 9(3)リスク分担の考え方で、表の上から2番目に物価及び金利変動の場合、どちらが負担していくかということで記載している。通常の変動ですと指定管理者が負担することとなるが、著しい変動については協議していく形で対応したいと考えている。

委員 指定期間中、年度ごとに変動要因がある場合は、変更で指定管理料を増額することもあるということか。

施設所管課 指定期間の5年間で、金額が変わる可能性もあるということだ。

委員 著しい変動については、協議事項となっているが、どの程度を想定すべきなのか。行政側と指定管理者側で解釈の相違が出そうだが、その際に、例えば、消費者物価指数が何%ぐらいか等の基準があるのかどうか。

施設所管課 細かい基準としては、想定していないところになるため、その都度その状況によつての協議になろうと思う。

委員 今後のため、一つの根拠を持っていた方がよいかと思う。

委員長 電気代や燃料代等が上昇することも想定されるため、施設所管課としても、相談の時期等についても念頭においておくべきかもしれない。

委員 9(3)リスク分担の考え方で、施設及び設備の損傷による修繕等の経年劣化等による修繕の基準額が5万円としているが、老人福祉センターについては、20万円としているところについてと、4(5)カで上記のほか、市長が必要と認めるものについて、この記載のみだと申請をしようとする者がどんな内容なのか分からず不安になる恐れがあるため、想定されるものがあれば、例として記載し、質問があった際に答える等、準備いただければと思うが、何かあれば御教示いただきたい。

施設所管課 修繕については、各年の修繕にかかる費用がほとんど5万円以下となっていることもあり、このように定めている。また、市長が必要と認めるものについては、今は特にないが、市全体の行事として北上高齢者すこやかセンターで何かを実施する際に、協力いただいたりすることが考えられる。

## イ 業務仕様書(案)

委員 8(1)オの教材費等の実費の収受及び管理について、実費を収受するということだが、公募要項の5経理に関する事項で、本施設における指定管理者の収入は、市からの指定管理料のみとなります。他の収入は計上しないでくださいとあるが、どうか。

施設所管課 教室で作業を行う際に、指定管理者が用意した材料等の実費分を利用者が負担しているところがある。

委員 状況としては理解するが、公募要項と仕様書の定め方について、矛盾があるように感じる。

委員長 公募要項の5経理に関する事項の内容は、収支予算書を作成する際のルールにすぎないという意味なのではないか。

委員 そうすると、事業費のうち利用者の実費負担が分からないため、団体の負担が分かりにくくなってしまう。決算の報告の際に、その点が分かるように団体に計上してもらって、市が監督するような形式でよいかと思う。

施設所管課 当課としても、その点を注意した上で、対応させていただきたいと思う。

### ウ 採点表(案)

委員 公募要項8(2)ウの〔審査における評価項目及び得点配分〕に、評価点数合計があるが、この点数配分について、説明を。

施設所管課 採点表は、1人分のものとなっており、委員8人で1人につき100点をお持ちで合計すると800点となる。従って、1の項目の40点は、5点×8人=40点、2の項目は、30点×8=240点というような総計となる。

## (3) 老人福祉センターの公募要項(案)、業務仕様書(案)及び採点表(案)について

### ア 公募要項(案)

委員 10(2)エで専門家による財務状況の審査があるが、北上高齢者すこやかセンターにはないがどうか。

施設所管課 市では、三島市指定管理者制度導入施設の管理運営状況のモニタリングに関するガイドラインを設けており、その中で、「財務状況審査」の実施基準の適用については、原則として現に施設を管理している指定管理者の指定の期間の指定管理料が単年度平均で1千万円を超える施設を対象とする。」とされており、老人福祉センターは、この対象となるため審査について記載している。

委員 5 経理に関する事項で本施設における指定管理者の収入は、市からの指定管理料のみとなります、と言い切っているため、申請を検討する団体が自主事業を実施してもそれにかかる収入を得られないのかと勘違いされるおそれがある。例えば、本施設における指定管理者の収入は、自主事業等の雑収入を除き、とか、他の収入はここでは計上しないでくださいとか、そのような記載を加えた方がよいのではないか。

施設所管課 先の北上高齢者すこやかセンターと重複するところがあると思うが、指定管理者が運営している市の施設で大きいところでは、利用料を徴収して自主事業を企画して実施するものとなっているが、老人福祉施設である老人福祉センターは、無料の施設となっているため、利用料は徴収していない。老人福祉法や国の通知でも老人福祉センターの利用は、原則無料とされ

ているので、自主事業で利用料を徴収するというのがなかなか難しいと考える。

委員 長 公募説明会及び施設見学会の際に、老人福祉センターは無料の施設という説明をし、収支予算書の記載方法についても、指定管理料のみで計上することを説明するということがよいか。

委員 はい。

#### イ 業務仕様書(案)

委員 8(1)ア(ア)の看護職員について、看護師の資格は必要か。もし、必要だとしたら、公募要項の様式4-3で職能(資格等)に看護師〇名と明確に記載するようにした方が記載漏れもなく、採点者側も分かりやすくてよいのではないか。

委員 長 資格等も看護師等の資格や看護師等資格といった形で表現する方向でよいか。

施設所管課 はい。

#### ウ 採点表(案)

特になし。

委員 長 本日の審議は、以上とする。

### 7 閉会

事務局 次回の指定管理者審査委員会は、令和4年10月18日(火)午後1時から市役所本館第2会議室で行う。内容は、団体からのヒアリングや質疑等である。なお、次回の委員会の2週間程度前に、団体から提出された書類等を、委員に送付するので、書類が届いたら、仮採点をお願いし、次回の審査委員会に、当該採点表をお持ちいただき、当日の団体からのヒアリングにより、総合的に最終の評価をお願いしたい。また、審査委員会を円滑に進めるため、団体が提出した申請書類に関する質問等については、事前に提出いただきたい。